

第 3 3 回
会津美里町農業委員会定例総会

令和 5 年 8 月 18 日 金曜日 14 時 00 分

会津美里町役場本庁舎 2 階 大会議室

会津美里町農業委員会

第33回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和5年8月18日 金曜日 14時00分～14時30分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 渡部 稔	
	2番 眞鍋 伸太郎	
	3番 村松 祐一	
	4番 諏訪 栄一	
	5番 野中 充	
	6番 松本 晋平	
	7番 佐藤 孝夫	
	8番 福田 真実	
	9番 柴崎 陽	
	10番 大井 豊記	
	11番 間船 一男	
	12番 松本 吉弥	
	推進委員 山田 幸市	推進委員 本名 京子
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 眞部 剛
		推進委員 齋藤 仁
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 齋藤 武美
		推進委員 佐々木 宏光
		推進委員 山内 祐太郎
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 1名出席／10名	
4. 議事録署名人	7番 佐藤 孝夫	8番 福田 真実

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局次長

後藤 淳

係長

田邊 実千代

主査

廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第33回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(松本会長 挨拶)

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
7番 佐藤孝夫 委員、8番 福田真実 委員の両君を指名いたします。

議 長 次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

議 長 次に会務の報告を求めます。事務局報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。
それでは、議事に入ります。

【農地法第3条関係】

議 長 議案第 117 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを審議いたします。まず 16 番から 19 番までを審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 16 番、譲渡人は、〇〇さん。譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、字御田〇〇番 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方の要望によるものです。移転時期は許可日以降であり、価格は 10a あたり 200,000 円です。権利は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 17 番、譲渡人は、〇〇さん。譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、字新道西〇〇番 田で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方の要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については、10a あたり 400,000 円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです

受付番号 18 番、譲渡人は、〇〇さん。譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、大石字向川原〇〇番 畑で 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方の要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については、この後の議案第 118 号のあっせん会議にかからなかった畑を処分するため無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。

受付番号 19 番、譲渡人は、〇〇さん。譲受人は、〇〇さん。
申請農地は、松岸字中丸〇〇番 外〇〇筆 畑で〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が高齢による規模縮小のため、譲受が相手方の要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については親族であるため無償です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。
以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは審議に入ります。
まずは、16 番から 19 番について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、16番から19番については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に、20番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第11条の規定により〇〇委員は退席願います。

— 〇〇委員 退席 —

議 長 事務局 説明願います。

事務局次長 番号20番、譲渡人は、〇〇さん。譲受人は〇〇さん。
申請農地は、字新道西〇〇番 畑で 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方の要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格については、10aあたり200,000円です。権利設定は所有権移転であります。経営状況については記載のとおりです。以上です。

議 長 説明が終わりました。
それでは、質疑に入ります。20番についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、20番は原案のとおり許可することに決定いたしました。

— 〇〇委員 着席 —

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 118 号 農用地利用集積計画の決定についてを審議いたします。初めに、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 3 番、移転する者 ○○さん、移転を受ける者 ○○さん。移転農地は、大石字向川原○○番 外○筆 田で○○㎡です。価格については、法面が 3 m のところもあるため 10a あたり 343, 112 円でまとまりました。なお、あっせん会議を開催しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 3 番について、山田幸市 委員より報告をお願いいたします。

山田委員 令和 5 年 7 月 25 日、会津美里町本庁舎 2 階 203 会議室において、あっせん会議を行いました。出席者は、間船一男 委員と私、事務局次長、出し手の○○さん、受け手の○○さんであります。はじめに○○さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、○○さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたい とあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、○○さんは町内の農地について、水稻と果樹の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。受け手より、法面が 3 m ある箇所もあり、草刈り作業に苦慮するため、総額で○○円の提示があり、出し手からも意向を確認しました。あっせん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。その結果、大排水が 2 m 以上あり管理等に苦慮することから、あっせんの結果双方納得したため、総額○○円で合意に至りました。以上よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは、議案 118 号 所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。所有権移転について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 118 号の所有権移転は、原案のとおり決定しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きまして、利用権について審議いたします。本案件は、利用権の設定でありますので、内容の説明を省略し、審議したいと思います。ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それではまず、受付番号 369 番から 381 番までで 378 番を除いて議題といたしますので、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 369 番から 381 番までで、378 番を除いて原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、受付番号 378 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

— 〇〇委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

諏訪委員 町内の農地を借り受ける〇〇さんは、そこで何か耕作するわけでしょうか。

事務局次長 ○○さんは町外在住ですが、町内に空き家を購入し、こちらに移住して農業をするため、農地を求めている方です。農地ではソバを育てる予定とのこと。

議 長 ほかにありませんか。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 378 番は原案のとおり決定いたします。

— ○○委員 着席 —

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。次に、受付番号 382 番を議題といたします。本件については、○○委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、○○委員は退席願います。

— ○○委員 一時退席 —

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 382 番は原案のとおり決定いたします。

— ○○委員 着席 —

議 長 ○○委員に申し上げます。本案件は原案のとおり決定しました。これもちまして、議案の審議を終了いたします。

【相続による農地の取得 農地法第3条の3第1項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第117号から第118号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 4件の届出がありました。詳細については、相続案件なので省略いたします。

【合意解約について】

事務局次長 報告第118号、合意解約は4件であります。10番については、本人が耕作するため。11番は、議案第118号による所有権の移転のため。12番と13番については、議案第118号の利用権設定のため、親族での使用貸借を解除したものです。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。質疑はありませんか。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 以上をもちまして、第33回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

《 14:30 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和5年8月18日

議 長 _____
(松本 吉弥)

議事録署名人 _____
(7番 佐藤 孝夫)

議事録署名人 _____
(8番 福田 真実)